

○厚生労働省告示第二百五十八号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十七号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子